超

えなな

11

範

囲

内

13

お

11

て、

人事

·委員:

会の

承認を得て

規

則で定め

る額とする

第七十七号議案

東 京 %消防庁 職 員 0 特 殊 勤 務 多手当に 関 する 条 例 0) 部 を改 正 す る条

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

者 東京都知事 小 池 百 合

子

提

出

京 消 防 庁 職 員 0) 特 殊勤 務手当に関 する条例 0 部 を改 正 す る条

東 京 消 防 庁 職 員 0) 特 殊 勤 務手 当に 関する条例 平 成 九 年 東京 都 条例第四 十七号) 0) 部 を 次 0) ように 改 正する。

第三条に次の一項を加える。

3 円 規 急 13 を超え 定する消防活 事 お 原子力災害対 態応 () て、 たない 急対 災害 範 策 動に 进 実 対 策 施 特 策 内 別 13 従 基 X 事 域 本 措 お した場 又 置 61 法 て、 んはこ 法 昭昭 平 れらに 人事委員 合 和三十六年法律 の ·成十一年 同 · 準 ず 項 会 13 3 規 法 0) 定する手当の 承 危 律 第百五十六号)第十五 認を得て規則で定める額とする。 険 第二百二十三号)に基づく警戒 な区 域 (人事委員 額 は、 前 会の 項 0) 条第二項に規定 規定に 承認を 得て か X か 域、 わ 規 5 則 原子力災害対策 する原子 ず、 で 定 従 \otimes るも 事した日 力緊急事 0) 13 特 態宣 別 限 る。 措 日 置 言 13 世法に基 つき Iがされ で 几 第 万二千 づ た災害 く緊 項 13

第 七 条第一 項 第三 号 中 昭 和三十六年法 律 第二 百二十三号) _ を削 b) 同 . 条 に 次 0) 項 を 加 える。

4 業 **添に従** 災 (害対 策基 事 した場 本 法 第二十 合 0) 同 八 項に規定する手当 条の二第 項 0 規 0) 額 定による緊急災害対策本 は、 第二項第三号 の規 定に 部 が 設 か 置された災害に か わ いらず、 従事 L お た (V 日 て、 第 \mathbb{H} K 項 0 第三号に き 五千 几 + 掲 円 げ る

附則第三項中「(平成十一年法律第百五十六号)」を削る。

附則に次の二項を加える。

5 第三条第三項 0) 規定 は、 附 則 第三 項 0) 規定に ょ n 読 み 替えて 適 用 さ n る同 条第二 項 0) 規 定 13 ょ る出 動 手当 0) 支給を受ける

第 + 七 号 議 案 東 京 消 防 庁 職 員 0) 特 殊 勤 務手当に関 する条例 0 部 を改正する条

職員には適用しない。

6

第七条第四項の規定は、 附則第四項の規定により読み替えて適用される同条第二項第三号の規定による救出救助手当の支

給を受ける職員には適用しない。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

特殊勤務手当の支給要件及び支給額を改めるほか、 規定を整備する必要がある。